

定期性預金規定集

I. 定期預金規定

1. 共通規定	1
2. 自由金利型定期預金規定（M型）スーパー定期 <u>単利型</u>	3
3. 自由金利型定期預金規定（M型）スーパー定期 <u>複利型</u>	5
4. 自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	7
5. 期日指定定期預金規定	8
6. 変動金利定期預金規定 <u>単利型</u>	10
7. 変動金利定期預金規定 <u>複利型</u>	11

II. 積立定期預金規定

III. 定期積金

I 定期預金規定

1. 共通規定

1 (自動継続)

- (1) この預金のうち自動継続扱いのものは、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様にします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

2 (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書または通帳（以下「証書等」という。）と引換えに当店で返却します。

3 (預金の支払時期等)

- (1) この預金のうち自動継続扱いでないものは、証書等記載の満期日以後に支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱いのものは、継続停止の申出があった場合に満期日以後に支払います。

4 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金は、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号AからFおよび第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金の契約をお断りするものとします。

5 (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書または証書に届出の印章により記名押印して、この証書等とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他AからEに準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

6 (届出事項の変更、証書等の再発行等)

- (1) 証書・通帳や印章を失ったときは、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- (3) 証書・通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書・通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 証書・通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

7 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合または預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされてい

る場合にも、前1項および2項と同様に届出てください。

(4) 前1項から3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前1項から4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8 (印鑑照合)

証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましょう。例えば、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9 (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

10 (中間利息定期預金)

中間利息定期預金については、預金証書等の発行を省略することとし、次により取扱うほか、この証書等記載の他の規定を準用します。

(1) 印鑑は、この取引の届出印鑑を兼用します。

(2) 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書または証書に届出の印章により記名押印して、この証書等とともに当店に提出してください。

11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入

金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この

預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは、第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっ

ているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、預金証書または払戻請求書に届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

ただし、変動金利定期預金の場合は、利率の変動の際に店頭に表示されていない場合には、最後に表示された利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12 (本規定の変更)

(1) 当組合は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、I 定期預金規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。

(2) 当組合は、この変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

2. 自由金利型定期預金規定 (M型) スーパー定期 **単利型**

1 (自由金利型定期預金「単利型」の自動継続)

- (1) この預金は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日 (継続をしたときはその満期日) までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2 (自動継続扱いの場合の利息)

- (1) この預金の利息は、預入日 (継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。) から満期日の前日までの日数および表面記載の利率 (継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自動継続自由金利型2年定期預金」といいます。) に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預金日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型2年定期預金の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年後定期預金と満期日を同一にする自由金利型定期預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、その利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金に継続します。

③ 預入金の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息 (中間払利息を除きます。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (4) この預金を **I 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項** により満期日前に解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) 預入日 (継続したときは最後の継続日。以下、同じです。) から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第3位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	約定利率×50%
C 1年以上3年未満	約定利率×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B 6カ月以上1年未満	約定利率×40%

- | | | |
|---|-------------|----------|
| C | 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6カ月以上4年未満 | 約定利率×90% |

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| C | 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| D | 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| E | 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| F | 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×80% |
| G | 3年以上5年未満 | 約定利率×90% |

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C | 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×40% |
| D | 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E | 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×60% |
| F | 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×90% |

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 (非自動継続扱いの場合の利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- | | |
|---|---|
| A | 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書または証書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに提出してください。 |
| B | 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。 |
| C | 定期預金とする場合には、中間利払日に自由金利型2年定期預金と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当組合所定の利率を適用します。 |

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金をⅠ 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| C | 1年以上3年未満 | 約定利率×70% |

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- | | | |
|---|-------|----------------|
| A | 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
|---|-------|----------------|

B	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F	2年6カ月以上4年未満	約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F	2年6カ月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×40%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×60%
F	2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

3. 自由金利型定期預金規定(M型)スーパー定期 **複利型**

1 (自由金利型定期預金「複利型」の自動継続)

- (1) この預金は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (自動継続扱いの場合の利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数および表面記載の利率(継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を **I 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項**により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F	2年6カ月以上4年未満	約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F	2年6カ月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×40%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×60%
F	2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3 (非自動継続扱いの場合の利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金をⅠ 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F	2年6カ月以上4年未満	約定利率×90%

② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×40%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×50%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×60%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×70%
F	2年6カ月以上3年未満	約定利率×80%
G	3年以上5年未満	約定利率×90%

③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	6カ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6カ月以上1年未満	約定利率×30%
C	1年以上1年6カ月未満	約定利率×40%
D	1年6カ月以上2年未満	約定利率×50%
E	2年以上2年6カ月未満	約定利率×60%
F	2年6カ月以上3年未満	約定利率×70%
G	3年以上4年未満	約定利率×80%
H	4年以上5年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します

以上

4. 自由金利型定期預金規定（大口定期）

1（自由金利型定期預金の自動継続）

- (1) この預金は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2（自動継続扱いの場合の利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。）本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

- ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1カ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金をI 定期預金規定1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- ① 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

C 約定利率 -

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

- ② 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

B 約定利率 -

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3（非自動継続の場合の利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表

面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を **I 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項**により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率×70%

$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

C 約定利率－

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1カ月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率×70%

$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

B 約定利率－

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

5. 期日指定定期預金規定

1 (期日指定定期預金の自動継続)

(1) この預金は、表面記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

2 (自動継続の場合の預金の支払時期等)

(1) この預金は、次の定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（表面記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは10,000円以上の金額で指定して下さい。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3) 継続停止の申出がない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

3 (非自動継続扱いの場合の支払時期等)

(1) この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日(表面記載の据置期間満了日)から表面記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1カ月前までに通知してください。この預金の一部について満期日を定めるときは、10,000円以上の金額で指定して下さい。

(3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4) 指定された満期日から1カ月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1カ月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

4 (自動継続扱いの場合の利息)

(1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および次の預入期限に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満 表面記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 表面記載の「2年未満」の利率(以下「2年以上利率」という。)

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1カ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) この預金をⅠ 定期預金規定1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6カ月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6カ月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6カ月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6カ月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6カ月以上3年未満 2年以上利率×90%

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 (非自動継続扱いの場合の利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満 表面記載の「2年未満」の利率

② 2年以上 表面記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」という。)

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または、書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金をⅠ 定期預金規定1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6カ月未満 解約日における普通預金の利率

② 6カ月以上1年未満 2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6月未満 2年以上利率×50%

④ 1年6カ月以上2年未満 2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6カ月未満 2年以上利率×70%

⑥ 2年6カ月以上3年未満 2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 変動金利定期預金規定 **単利型**

1 (変動金利定期預金「単利型」の自動継続)

- (1) この預金は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。
- (2) この預金の継続の利率は、継続日を預入日として6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するとき、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3 (自動継続扱いの場合の利息)

- (1) この預入日の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および表面記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率の70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、指定口座に入金します。
 - ② 中間利払日数および表面記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1. (2)の利率（以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を **I 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項**により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
 - ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日6カ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
 - A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6カ月以上1年未満 約定利率×50%
 - b 1年以上3年未満 約定利率×70%
 - B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6カ月以上1年未満 約定利率×40%
 - b 1年以上1年6カ月未満 約定利率×50%
 - c 1年6カ月以上2年未満 約定利率×60%
 - d 2年以上2年6カ月未満 約定利率×70%
 - e 2年6カ月以上3年未満 約定利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (非自動継続の場合の利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および表面記載の中間利払利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後にあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この証書とともに提出してください。
- B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- ② 中間利払日数および表面記載の利率（上記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金をI 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。
- ① 預入日の6カ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の6カ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払利息が複数ある場合は中間払利息の合計額）との差額を清算します。
- A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×50% |
| b | 1年以上1年3カ月未満 | 約定利率×70% |
- B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------|
| a | 6カ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| b | 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| c | 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| d | 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| e | 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90% |
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

7. 変動金利定期預金規定 複利型

1 (変動金利定期預金規定「複利型」の自動継続)

- (1) この預金は、表面記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率については、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6カ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としてその6カ月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当組合所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利

率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3 (自動継続扱いの場合の利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（上記2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記1. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6カ月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金をⅠ 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6カ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4 (非自動継続扱いの場合の利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面記載の利率（上記2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6カ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金をⅠ 定期預金規定 1. 共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって6カ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6カ月以上1年未満 | 約定利率×40% |
| ③ 1年以上1年6カ月未満 | 約定利率×50% |
| ④ 1年6カ月以上2年未満 | 約定利率×60% |
| ⑤ 2年以上2年6カ月未満 | 約定利率×70% |
| ⑥ 2年6カ月以上3年未満 | 約定利率×90% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

Ⅱ 積立定期預金規定

1 (預入れの期限等)

(1) この預金は、通帳記載の満期日の1カ月前までは自由に預入れができます。

(2) この預金の預入れは1回1,000円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

(3) この預金は、当店のほか当組合本支店のどの店舗でも預入れができます。

2 (預金の支払い時期)

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3 (証券類の受入れ)

(1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳と当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4 (利息)

(1) この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金利率によって計算します。

ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当組合所定の自由金利型定期預金利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は、当組合所定の日に変更します。

この場合、新利率は変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を満期日前に第6条第1項により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 6カ月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| ② 6カ月以上1年未満 | 上記(1)の適用利率×50% |
| ③ 1年以上3年未満 | 上記(1)の適用利率×70% |

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金は、第6条第3項第1号AからFおよび第2号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号AからFおよび第2号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの預金の契約をお断りするものとします。

6（預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

(3) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当組合は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。

① 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他AからEに準ずる者

② 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
- E. その他AからDに準ずる行為

7（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) 通帳や印章を失ったときは、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

(3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(4) 通帳を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

(5) 預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。

8（成年後見人等の届出）

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合または預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項書面によって当店に届出てください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前1項および2項と同様に届出てください。

- (4) 前1項から3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前1項から4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 9 (印鑑照合)
- 払戻請求額、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- 10 (譲渡、質入れの禁止)
- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。
- 11 (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうへ、払戻請求書に届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が預金者自身の債務である場合はその債務から、また当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する方法により充當します。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息は、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。
12. (本規定の変更)
- (1) 当組合は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、II 積金定期預金規定の定めを変更する必要が生じたときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
- (2) 当組合は、この変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上

Ⅲ 定期積金規定

- 1 (掛金の払込み)
- この積金は表面記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書を持参してください。
- 2 (証券類の受入れ)
- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなったときはこの証書の当該払込記載を取消したうへ、当店で返却します。
- 3 (給付契約金の支払時期)
- この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
- 4 (払込みの遅延)
- この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。
- 5 (給付補填金等の計算)
- (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

- ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- ② この積金を満期日前に第9条第1項により解約をするときは、初回払込日から解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
- ③ この場合の計算の単位は100円とします。
- 6（先払割引金の計算等）
 - (1) この積金の掛金が払込日前日に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて計算します。
 - (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。
- 7（満期日以後の利息）

満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を払います。
- 8（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第9条第3項第1号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第3項第1号AからFおよび第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合はこの積金の契約をお断りするものとします。
- 9（解約）
 - (1) この積金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
 - (2) この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書と証書受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。
 - (3) 次の各号の一つにでも該当し、積金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの積金を停止し、または積金者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。
 - ① 積金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他AからEに準ずる者
 - ② 積金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- 10（届出事項の変更、証書の再発行等）
 - (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
 - (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当組合に過失がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
 - (3) 証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行ないます。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
 - (4) 証書を再発行する場合には、当組合所定の手数料をいただきます。
 - (5) 預金口座の開設等の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法により届出てください。
- 11（成年後見人等の届出）
 - (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合または預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項書面によって当店に届出てください。
 - (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前1項および2項と同様に届出てください。
- (4) 前1項から3項までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前1項から4項までの届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

12 (印鑑照合)

証書または諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があつてもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

13 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当組合がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

14 (保険事故発生時における積金者からの相殺)

- (1) この積金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当組合に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当組合に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、積金証書は届出印を押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務が積金者自身の債務である場合はその債務から、また、当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當します。

- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- (3) 第1項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

- ① この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は表面記載の年利回を適用するものとします。

- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (本規定の変更)

- (1) 当組合は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、Ⅲ定期積金規定の定めを変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。

- (2) 当組合は、この変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上